



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

職場における子育て支援分野の制度拡充が図られました（改正育児介護休業法の施行）。
今回取り上げる民法改正のトピックスは「瑕疵担保」です（連載第4回）。

◆育児・介護休業法の改正により、育児のための制度がさらに拡充されました。

本誌第2号において、育児・介護休業法の改正についてお知らせしましたが、同法については、育児に関する制度を拡充するためにさらに改正が行われており、この改正法が、本年10月1日より施行されています。

1 子が2歳に達するまで育児休業を取得することが可能になりました

次の条件に該当する場合には、最長で子が**2歳に達するまで**の間、育児休業を延長することができるものとされました。

- ①子が**1歳6ヶ月に達した時点で**、労働者本人又は配偶者が**育児休業を取得していること**
 - ②保育園に入所出来ない等、子が**1歳6ヶ月を超えても休業が特に必要**であると認められること
- この場合、育児休業給付金の**給付期間も2歳まで**となります。

2 育児に関する制度等の周知に関する努力義務が定められました

事業主は、従業員やその配偶者が妊娠・出産したことを知った場合には、その従業員に対し、**育児に関する制度等について個別に周知**するための措置を講ずるよう努めなければならないものとされました。

* **周知すべき制度等**としては、次のようなものが挙げられます。

- ・ 出産後、8週間以内に父親が育児休業を再取得できる制度（いわゆる「**パパ休暇**」）
- ・ 父親と母親の両方が育児休業を取得することで、休業期間を2カ月延長できる制度（いわゆる「**パパ・ママ育休プラス**」）
- ・ 育児休業中・休業後の待遇、労働条件

3 育児を目的とする休暇制度の創設に関する努力義務が定められました

事業主は、小学校に就学するまでの子を養育している従業員が、**育児に関する目的で取得することのできる休暇制度（育児目的休暇）**を設けるよう努めなければならないものとされました。

* 育児目的休暇の例としては、次のようなものが挙げられます。

- ・ **配偶者の出産**のための休暇
- ・ 入園式・卒園式等、**子の行事に参加**するための休暇

◇瑕疵担保に関する民法改正（連載「民法大改正」第4回（2020年6月2日までに施行予定））

☞「瑕疵」という概念がなくなります。

1 「瑕疵」から「契約の内容に適合しない」へ

従前の民法では、売買契約を「特定物」（不動産など代替できない物）の売買であるか、「不特定物」（日用品など代替可能な物）の売買である

かに分類し、「特定物」の売買は、仮に「瑕疵」があったとしても（キズモノであったとしても）、「瑕疵」のない特定物が存在しないため、買主は「瑕疵のない物を渡せ」とは言えず、損害賠償や解除による解決を法定していました。

ところが、今回の民法改正により、「瑕疵」という概念に代えて「**契約の内容に適合しない**」という概念が用いられることになりました。また、これに伴い、瑕疵が「隠れた」ものである必要があるという要件（買主の善意無過失）がなくなり、「特定物」と「不特定物」という分類もなくなりました。

☞ **売買に限らず、有償契約全般**について、「瑕疵担保」という概念がなくなりますので、今後締結する契約書の条項を見直す必要があります。

2 追完請求権

買主は、目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、**①目的物の修補請求、②代替物の引渡請求、③不足分の引渡による履行追完請求**を選択できます。（改正法562条）

3 減額請求

買主は、不適合の程度に応じて**代金の減額を請求**できます。（改正法563条）

4 損害賠償と解除

売主に債務不履行がある場合は、**追完請求とともに損害賠償および解除**を求めることもできます。（改正法415条、541条、542条）
なお、従来は「契約の目的を達することができるかどうか」が解除の要件でしたが、この要件はなくなりました。

5 担保責任の期間制限

買主は、**契約不適合を知った時から1年以内**に売主にその旨を通知すれば足りることになりました。（改正法566条）

なお、従来は損害賠償請求及び損害額の根拠を示す必要がありましたが、**通知で足りる**ことになりました。（友成、門屋）

法務トピックス

◎「**改正住宅セーフティネット法**」（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律）（平成29年10月25日施行）

空家等を活用した住宅セーフティネット機能を強化することにより、「**住宅確保要配慮者**」（高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者、被災者等の賃貸住宅市場で住宅の確保に特に配慮を要する者）の住生活の安定の確保及び向上を実現を目指します。具体的には、都道府県ごとに**空家の登録制**を新設し（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が登録）、要配慮者の入居に関し**賃貸人の指導監督、登録住宅の改修・入居への支援**を行うことが定められました。